

加東市における暴力団の排除の推進に関する条例の骨子

1 目的等

【条例の目的】 市の暴力団排除に対する取組姿勢を明確にし、暴力団の排除に関する施策を推進して、暴力団の不当な影響を排除し、安全で安心な市民生活を確保することを目的としています。

【基本理念】 暴力団は社会に不当な影響を与えるものですから、次の基本理念をもとに、暴力団排除を推進します。

暴力団を恐れないこと。

暴力団に対し利益の供与をしないこと。

暴力団を利用しないこと。

暴力団事務所などの存在を許さず、暴力団の活動を防止すること。

2 市、市民及び事業者の責務

【市の責務】 県等と連携し、暴力団排除に関する施策を実施し、暴力団の排除に資する情報を入手したときは、県等に提供します。

【市民及び事業者の責務】

暴力団の排除のための活動に取り組むように努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するように努め、暴力団の排除に資する情報を入手したときは、市等に情報提供するように努めること。

3 暴力団の排除に関する市の措置

【市民、事業者等に対する支援等】

市は、市民等に暴力団の排除に関する情報提供等を行い、暴力団の排除の重要性及び施策の理解を深める啓発を行います。

【市の事務及び事業における措置】

市の契約に関する事務その他の事務事業において、暴力団を排除するための措置の実施

【公の施設での暴力団の排除】

公の施設の利用が暴力団の利益につながると認められるときは、利用を許可しない。

利用許可後であっても、暴力団の利益につながると認められるときは、利用許可を取り消すなどの措置の実施

4 暴力団の排除に関する市、市民及び事業者の措置

【青少年を守るための取組】

青少年が暴力団に加入せず、犯罪の被害を受けないう、青少年を守るための教育、情報提供及び啓発に取り組んでいきます。

5 利益の供与等、威力利用の禁止

【暴力団の威力を利用することの禁止】

債権の回収、紛争解決などのために暴力団員の威力を利用しません。

【利益の供与の禁止】

暴力団員等に対する金品等の財産上の利益の供与を禁止します。